

# 稚ウナギ、25年に第一種適用

## 水産庁 二種にサバ、マイワシ追加

水産流通適正化制度検討会議の第4回が19日に東京都内であり、水産庁は第3回までの議論を踏まえ、特定第一種水産動植物の対象にはアワビやナマコを挙げた他、対象化をめぐり意見が分かれていたシラスウナギ（稚ウナギ）については猶予期間を設けて2025年12月から適用するとした。特定第二種水産動植物については当初予定していたイカとサンマの他、サバとマイワシも含める。委員からは特段反対意見は出ず、了解を得た。今後、年内に省令を公布し、来年12月の施行を目指す。

特定第一種水産動植物の基準要件と該当の有無

項目	サザエ	アワビ	アサリ	イセエビ	ウニ	ハマグリ	シラスウナギ	トコシ	ナマコ	タコ	サケ(参考)
① 検挙件数 (括弧内は延べ件数)	330 (395)	139 (294)	138 (150)	100 (106)	78 (133)	78 (86)	55 (55)	33 (89)	31 (60)	27 (58)	21 (52)
② 1kg当たり単価 (円)	697	7,328	398	4,732	1,371	—	1,707,000	—	2,490	612	561
③ 漁業産出額 (億円)	42	86	63	55	129	—	167	—	165	232	614
④ 漁獲量減少率 (%)	29	52	79	16	31	—	52	—	36	27	64

判断基準: ■ は以下の基準を満たすもの。

出典: 水産庁

### 来年12月施行 不法漁獲根絶へ流通適正化法

同会議では不法な漁獲物の流通を防ぐ特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（水産流通適正化法）の制度運用などについて話し合ってきた。

同法に基づき指定された第一種は国産品と輸入品のそれぞれについて、不法漁獲されやすい魚種を指定。取扱業者に対して生産の合法性を証明する情報の伝達・記録を求める。第二種は外国漁船により違法に漁獲されるおそれの大きい輸入水産物が対象となる。

第一種には3魚種を指定する。稚ウナギは23年12月に罰則が強化された漁業法の適用が始まり、知事許可漁業に完全に移行することから、猶予期間を設けた。アワビとナマコは施行予定の来年12月から適用する。

第二種については日本の漁業者に影響を与えるおそれのある魚種も追加すべきとの意見を踏まえ、日本の周辺海域かつ北太平洋漁業委員会（NPFC）で資源管理措置が実施されているとの指定基準を追加。基準の追加でサンマとイカに加え、NPFCで管理されているサバとマイワシも対象となった。一方で、養殖物が多いアワビは対象除外とし、台湾から日本へ稚ウナギの直接輸出を解禁するよう台湾と交渉していることから、稚ウナギも対象魚種から除外した。

委員からNPFC海域外の大西洋サバが対象に含まれるかどうかの質問があったが、水産庁は、貿易統計上「大西洋サバ」の分類がない上、対象

特定第二種水産動植物の基準要件と該当の有無

項目	我が国EEZ周辺で漁獲されるもの				特定水産動植物（漁業法）		
	サンマ	イカ	サバ	マイワシ	アワビ	ナマコ	シラスウナギ
① IUU漁業が確認されている	○ NPFC	○ NPFC	○ NPFC	○ NPFC	○ ※1 米国 SIMP	○ ※1 米国 SIMP	○ ※2 米国 USITC
② 漁獲量減少率が20%以上	○	○	×	○	○	×	不明
② 我が国周辺海域にて地域漁業管理機関(RMFO)等による資源管理措置が行われている	○	○	○	○	—	—	—
② 1kg当たり単価(円/kg)が高い	180	392	92	59	7,328	2,490	1,707,000
③ 輸入額が10億円以上又は輸入額増加率が20%以上	○	○	○	○	○	×	○
④ 他の制度で同様の規制はない	○	○	○	○	○	○	○

※1 米国SIMPにおいて対象とされている。

※2 米国USITC(United States International Trade Commission)の調査においてIUU漁業が行われているとされている。

\*出典: 水産庁

外とすると抜け穴になるとして対象に含めるとした。

加工品の対象は告示などで対象物を明示したポシティブリスト方式で定める。例として第一種は煮アワビ、乾燥アワビ、塩蔵アワビ、乾燥ナマコ、塩蔵ナマコを挙げた。第二種は貿易統計のコードを参考に、イカ（塩蔵・乾燥、サンマ（フィレ）、サバ（フィレ）、マイワシ（フィレ）などを例に挙げた。第二種として「一般的に価値が低く、市場での流通量が限定的な殻や煮汁の他、副産物を使用して製造したものではないもの」は貿易統計のコードとの整合性の観点から運用上困難と判断し、削除した。

対象魚種の指定に関するロードマップも示し、来年12月の施行後、2年程度に1度検討会を開くなどして検証や見直しを図る。基準に該当するかどうかの数値の検証は行政が毎年実施するとして、委員からは運用制度につ

いての周知徹底や電子化の円滑な推進を求める意見が出た。

**漁獲番号、荷口番号は16桁**

水産庁は採捕事業者に割り当てる届け出番号と取扱事業者に割り当てる「事業者を区別する番号（事業者番号）」を7桁に、対象の漁獲物に付ける漁獲番号と情報伝達簡便化の観点から付ける荷口番号は16桁にすることを再度示した。

漁獲番号については届け出番号（7桁）や取引年月日（6桁）、取引番号（3桁）を合わせて7桁（7桁）や取引年月日、取引番号で構成する。今後、9月中旬ごろにパブリックコメント（意

見公募）を実施し、11月ごろに水産政策審議会に諮った上で、省令（同法施行規則）を年内をめぐりに公布する予定。

